

震災が経営に与える影響と対策

東日本大震災の発生により、仙台市では水道施設が被災しただけでなく、水道料金の減免措置実施や水需要の減少などに伴う減収が見込まれており、水道事業の経営は大きな打撃を受けることとなった。

1. 水道経営への影響

(1) 水道施設の被害額

仙台市では、以前から宮城県沖地震の発生を想定して水道施設の耐震化などを進めてきたこともあり、東日本大震災による被害は、地震の規模からすると最小限に抑えることができた。しかし、配水管をはじめとして被害は多岐にわたっており、被害総額は平成24年1月末時点で約15億円に上るものと見込まれている。

水道施設の被害額見込み(平成24年1月末現在)

(単位：百万円)

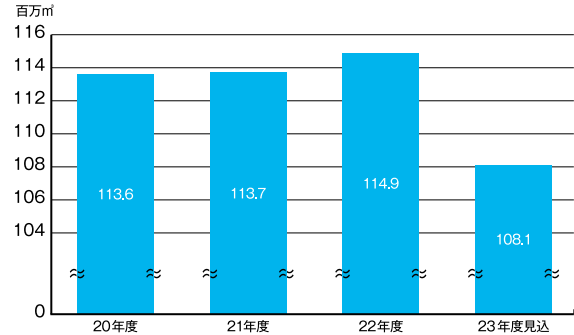
水道施設	被害状況	被害額
浄水場・水質検査センター	沈澱池傾斜板破損、構内法面崩落、管理棟亀裂、水質検査機器破損など	178
配水所・ポンプ場	配水池内導流壁倒壊、躯体亀裂、構内法面崩落、構内舗装亀裂など	342
配水管・給水管	約 1,100 件の漏水発生	892
庁舎関係	室内壁・天井崩落、地盤沈下など	61
合計		1,473

(2) 有収水量の減少

平成22年度決算の有収水量に関しては、隔月検針の実施などの理由で震災の影響が反映されないことに加え、夏場が猛暑だったこともあり、前年度を上回る1億1,490万 m^3 となった。

しかし、平成23年度では、震災による断水の影響や、大口使用者の操業休止、震災直後の経済活動の低迷などを要因とする水需要の減少により、前年度比680万 m^3 減の1億810万 m^3 にまで落ち込む見込みである。

有収水量の推移(平成24年1月末時点)

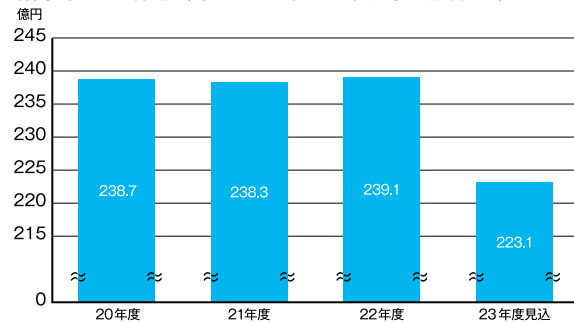


(3) 給水収益の減少

平成22年度決算に関しては、市民の負担軽減のため実施した平成23年3月分の基本料金の減免措置により1.9億円の減収が生じたものの、夏場の猛暑による伸びもあり、給水収益は平成21年度から微増の239.1億円となった。

一方、平成23年度では、上記の減免措置実施による基本料金の減収2.8億円に加え、有収水量の大幅減に伴う従量料金の減収が発生しており、震災前の平成21年度と比較すると約15億円の減収となる見込みである。

給水収益の推移(平成24年1月末現在、税抜き)



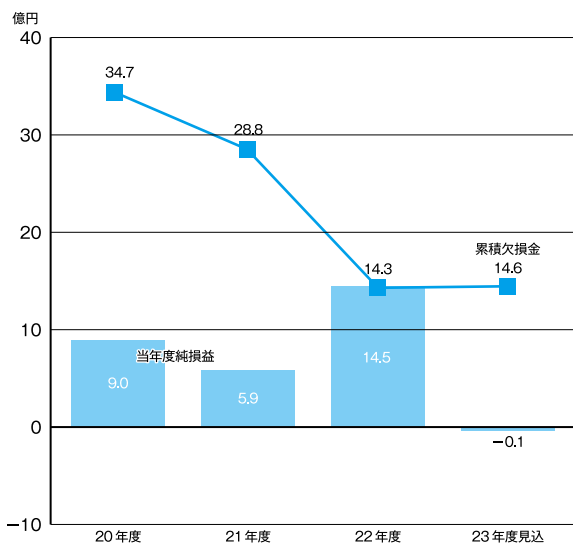
(4) 経営収支の悪化

仙台市では近年、建設投資の重点化や企業債発行の抑制、公的資金補償金免除繰上償還制度を活用した支払利息の削減を図るとともに、業務委託などによる事業運営の効率化・コスト削減に努めてきたことで、財政状況は改善してきた。

平成22年度決算に関しても、平成16年度以降7年連続の黒字(14.3億円)を計上しており、平成15年度末に最大で70億円あった仙台市の累積欠損金は、平成22年度末で14.5億円にまで減少していた。

震災による減収の影響が現れる平成23年度においては、大幅な赤字が懸念されたものの、収入面では災害復旧事業に係る国や一般会計からの補助金の増、支出面では震災に伴う事業の先送りによる物件費などの減や、県広域水道の受水料金減免（後述3.参照）による受水費の減などが発生しており、最終的には約800万円の純損失を計上するととどまる見込みである。

当年度純損益と累積欠損金の推移
(平成24年1月末現在、税抜き)



災害復旧事業費に対する国の財政支援

<補助事業>

- 施設(配水施設、浄水施設など)

国庫補助 80/100	一般会計 繰出 11/100	水道会計 負担 9/100
----------------	----------------------	---------------------

※従来は国庫補助50/100、水道会計負担50/100

- 給水装置(第1止水栓まで)、漏水調査(請負に係るもの)

国庫補助 50/100	一般会計繰出 27.5/100	水道会計負担 22.5/100
----------------	--------------------	--------------------

※従来は全額水道会計負担

<単独事業>

一般会計繰出 55/100	水道会計負担 45/100
------------------	------------------

※従来は全額水道会計負担

(注)仙台市において補助率を80/100とした場合の例であり、市全体での標準税収入や災害復旧事業費、水道事業における収益や災害復旧事業費などの諸条件によって異なる。

2.国による財政支援と国に対する要望

(1)災害復旧事業に対する財政支援措置

東日本大震災は発生翌日に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という。)に基づく激甚災害に指定されたが、水道施設については激甚法第3条に規定する災害復旧事業の対象施設に含まれていなかった。

そこで、阪神・淡路大震災の発生時と同様に、特例法である「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号)が制定され、水道施設の災害復旧費に関しても激甚法と同等以上(80/100～90/100)に補助率が嵩上げされることとなった。

また、これを受けて平成23年6月1日付で「東日本大震災に係る地方公営企業施設の災害復旧事業等に対する繰出金について」(総務副大臣通知)および「東日本大震災に係る地方公営企業施設の災害復旧事業等に対する地方財政措置等について」(総務省自治財政局公営企業課事務連絡)が発出され、一般会計からの繰出基準が明らかになった。

これらにより、東日本大震災における水道施設の災害復旧事業に関して、国の財政支援措置は次のようになった。

(2) 資金不足に対する財政支援措置

前述の平成23年6月1日付総務副大臣通知では、東日本大震災に伴う料金の減免や事業休止などにより資金不足の発生・拡大が見込まれる地方公営企業が発行する資金手当のための企業債（震災減収対策企業債）に対しても、一般会計からの繰出基準（償還利子の1/2）が定められた。

しかし、仙台市では、資金不足発生の有無にかかわらず、震災に伴い発生した減収に対する財政支援が必要と考えていることから、震災減収対策企業債の発行要件の緩和や一般会計繰出の拡大について要望していくこととした。

(3) 国に対する要望

仙台市水道局として単独での要望活動を行うことはなかったが、日本水道協会や大都市水道事業管理者会議、宮城県市長会などを通じ、減収に対する財政支援の実施や放射性物質を含む浄水発生土の取り扱いなどに関して国への要望を行った。

今後もあらゆる機会を捉えて、国や関係機関に対する要望を実施し、その実現を求めている。

国に対する主な要望活動

実施日	実施主体	要望先	要望内容(本市水道関係分)
6月2日	日本水道協会	民主党、総務省、厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧補助対象の拡大 ・水道施設再構築に要する財政支援の実施
7月20日	大都市水道事業管理者会議	総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ・被災事業体における減収に対する財政措置の創設 ・災害復旧補助対象の拡大
7月20日	仙台市	民主党、宮城県選出国會議員、内閣官房長官、総務省、国土交通省、内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ・減収に対する財政支援の実施
8月4日	宮城県・宮城県市長会・宮城県町村会	民主党、内閣総理大臣、内閣官房長官、官房副長官、総務省、財務省、国土交通省、農林水産省、内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ・水道水に係る放射性物質の測定経費の国庫負担化 ・放射性物質を含む浄水発生土の処分などに係る経費の国庫負担化、処分先の確保
9月26日	日本水道協会東北地方支部(各県支部代表の管理者が同席)	民主党、内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ・減収に対する財政支援制度の拡充、創設 ・放射性物質を含む浄水発生土の処分などに係る経費の国庫負担化、処分先の確保
10月12日	日本水道協会	民主党、国民新党、関係国會議員、財務省	同上
11月30日	日本水道協会	民主党、国民新党、関係国會議員、総務省、厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の復旧、再構築に対する財政支援の強化、創設 ・水道水や浄水発生土に関する放射性物質対策

3.宮城県に対する要望（県広域水道関係）

仙台市では、年間総配水量のうち約4分の1を、県広域水道からの受水により賄っているが、東日本大震災では、平成23年3月11日の本震と4月7日の余震において当該広域水道の送水管が破損したため、仙台市を含む受水17市町への送水が最長で約1カ月にわたり停止した。

これにより、各受水市町では断水が発生し、水運用の面で大きな影響を受けたことから、平成23年7月22日、受水17市町の首長連名による宮城県知事あての要望書を宮城県企業局に対して提出し、次の4点について要望した。

- ①基本料金1カ月分の免除
- ②契約水量などの見直し
- ③緊急時における広報・情報提供
- ④適切な維持管理・危機管理対策の実施

これを受け、宮城県企業局でも検討を進めた結果、①の基本料金に関しては、平成24年1月分の受水料金請求において減額されることとなった。また、②～④についても、今後協議を進めていくこととしている。

4.経営の再建に向けて

東日本大震災により急激に減少した仙台市の水需要は、徐々に回復してきているとはいえ、依然として震災前の水準に戻るまでには至っていない。他自治体の被災者や復興事業の従事者などにより仙台市への人口流入が進み、使用給水栓数は震災前に比べ増加しているが、大口使用者の操業休止などもあり、今後の回復状況については未だ明確な見通しが立っていないのが現状である。

また、仮に震災の影響がなかったとしても、家庭における節水意識の浸透や節水機器の普及、事業所や工場における地下水などの併用といった状況が今後さらに進展すると考えられることや、平成20年代後半には仙台市の給水人口が減少に転じる見込みであることなどから、仙台市の水需要は引き続き減少傾向で推移していくものと見込まれている。

このように、仙台市水道事業を取り巻く経営環境は、震災によりさらに厳しさを増しているといえるが、現在最優先で取り組んでいる被災施設の復旧事業のみならず、従来取り組んできた施設の耐震化や老朽施設の更新などの事業に関しても、着実に進め

ていく必要がある。

そのため、平成22年3月に策定した「仙台市水道事業中期経営計画（平成22年度～平成26年度）」をベースに、さらなる経営の効率化を図ることで、震災の影響から一刻も早く脱却し、今後とも市民に対して安全・安心な水道水を安定的に供給していけるよう、経営基盤の強化に取り組んでいきたい。